

令和四年度第二回（五月）

諫早市農業委員会総会

議事録

# 令和4年度諫早市農業委員会 第2回総会議事録

1 開催日時 令和4年5月27日(金) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時15分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	小森俊夫			
農 業 委 員	1番	池田つや子	2番	久保 繁	3番 中尾貞治
	4番	久本純造	5番	立森和富	6番 前田貞松
	7番	中川一範	8番	松尾正晴	9番 長谷川 博
	10番	山口勇満	11番	中島康範	12番 松本秀徳
	14番	山口廣三	15番	澤久 進	16番 周防克己
	17番	池田武弘	18番	野副栄治	

4 欠席委員 (1人) 13番 陣野昭則

5 付議事件

- 第1号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)承認の件
- 第2号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)承認の件
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第7号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

7 そ の 他 傍聴人(1人)

8 事 務 局

局 長	宇野和利	次 長	増山義洋	主任	半田智也
主 任	境田正文	事務職員	山内 裕		

## 9 議 事

(開会)

議 長 これより、令和4年度諫早市農業委員会第2回総会を開会いたします。  
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。  
農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、13番、陣野昭則委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に6番・前田貞松委員、15番・澤久進委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 まず始めに、この議案第1号と次の議案第2号については、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、公表が義務付けられておりますので、この総会で承認を受けた後、市と全国農業会議所のホームページにおいて公表するものでございます。

それでは、議案第1号について説明します。1ページ目をご覧ください。令和3年4月1日現在の農業委員会の状況ですけれども、耕地面積、遊休農地面積、農地台帳面積、農家数、農業就業者数、農業委員・推進委員数等について、農水省が公表した最新のデータや農地利用状況調査の結果を基に、記載しています。

次に2ページをご覧ください。2ページ目は、担い手への農地の利用集積・集約化について記載しております。1番に令和3年4月現在の現状と課題を、2番と3番に令和3年度の集積目標に対する実績と活動計画に対する実績を、4番に令和3年度の目標及び活動に対する評価を記載しております。令和3年度の担い手への集積については、3,676haの目標に対し、3,659haの実績となりました。達成率は99.5%で目標を僅かに下回りました。

次に3ページをご覧ください。3ページ目は、新規参入の促進について記載しております。先程と同様に1番に現状と課題を、2番と3番に令和3年度の目標に対する実績と活動計画に対する実績を、4番に令和3年度の目標及び活動に対する評価を記載しております。毎年、8経営体で6.5haの新規参入を目標にしておりますが、実績は8経営体で31.4haとなり、参入数・参入面積ともに目標を達成

することができました。

次に4ページをご覧ください。4ページ目は、遊休農地に関する措置の評価でございます。これも先程と同様に1番に現状と課題を、2番と3番に令和3年度の目標に対する実績と活動計画に対する活動実績を、4番に令和3年度の目標と活動に対する評価を記載しております。遊休農地を年間50ha解消するという目標に対して、61haの遊休農地を解消し、目標を達成することができました。活動実績としましては、管内全ての農地について利用状況調査を実施し638筆、58.6haの農地について利用意向調査を行い、農地中間管理機構への通知を行いました。

それから5ページをご覧ください。5ページ目は、違反転用への適正な対応ですが、令和4年3月末現在で0.2haの違反転用がある状況となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。1番が農地法第3条に基づく許可の事務で、1年間の処理件数が66件ありました。うち許可件数が65件、不許可が小野地区で1件ありました。2番は農地転用に関する事務で、1年間の処理件数は143件でした。うち許可件数が143件、不許可は0件でした。

次に7ページをご覧ください。3番に農地所有適格法人からの報告への対応を記載しています。令和3年度は4法人増え78法人となりました。うち令和3年度中に報告があったのは74法人で、提出されていない4法人につきましては令和3年度に法人を設立したため、初年度の決算後に報告をを求める予定となっております。

次に4番の情報提供等の件です。農地の賃借料情報については、令和3年6月に市ホームページで公表し、農業委員会だより8月号でも情報提供を行いました。それから農地の権利移動等の状況把握については、届出等により随時状況を把握しているところです。それから農地台帳の整備につきましては、申請や調査結果等を基に随時更新し、固定資産課税台帳と住民基本台帳との突合を年1回実施しました。

続きまして、8ページをご覧ください。地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について記載しています。地域の農業者等から要望・意見を聞き、とりまとめた結果を市長への意見書として提出しました。

最後に、同じ8ページに事務の実施状況の公表の件について記載しています。1番の総会の議事録につきましては、市ホームページにおいて随時公表をしているところです。それから2番の意見書の提出につきましては、委員さん方からの意見を取りまとめ、運営委員会において協議したものを、令和3年11月29日に市長へ提出しています。それから3番の活動計画の点検・評価の公表については、昨年度の議案第1号の資料を6月末までに市と全国農業会議所のホームページにおいて公開をしています。以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明します。この議案第2号の目標設定等につきましては、令和4年2月に、国から新たに示されたガイドラインに基づき、設定するもので、「農業委員会としての成果目標」と「農業委員・推進委員が実施する最適化活動の活動目標」を設定する必要があります。また、今年度から義務化された活動記録簿の作成についても、このガイドラインに基づくものでございます。なお、次年度以降の目標設定については、毎年、3月の総会で審議することとなります。

それでは9ページをご覧ください。令和4年4月1日現在の農業委員会の体制や農家・農地の概要を記載しています。詳細は記載のとおりです。

次に10ページから11ページにかけて、「農業委員会としての成果目標」として、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つの項目ごとに、現状と課題や令和4年度の目標数値をガイドラインに基づき設定しております。

令和4年度の担い手への集積目標につきましては、本市農業委員会が平成30年1月に策定した指針により、農地の80%を担い手へ集積するとしておりますので、その達成に向けて、近年の実績等を参考に75haの農地を新規に集積する目標としています。

次に、10ページの中段、遊休農地の解消目標につきましては、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地、草刈り等により直ちに耕作可能な遊休農地のことですが、これを今後5年間で解消するという目標設定になっています。また、ガイドラインでは目標の設定にあたり、条件が悪い狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難で、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものは目標面積から除外できるとされています。令和3年度の緑区分の遊休農地は44.8haありました。目標設定から除外できる面積が14.1haありましたので、その面積を除くと30.7haとなります。その5分の1の約6.1haを今年度に解消するという目標設定としています。また、黄区分の遊休農地、基盤整備等の条件整備により再生可能な遊休農地のことですが、これが462haありました。黄区分については、その解消のための工程表を策定するにあたり、県、市、農地バンク等と協議することを目標としています。

次に、11ページの新規参入の促進に係る目標につきましては、新規参入者に対する農地の貸付等について、農地所有者の同意を得た面積を15.7haとするものでございます。この数値は、平成28年から平成30年度における農地バンクへの貸付を除く権利移動面積の3か年平均の1割として設定しています。

最後に、11ページの中段以降に「農業委員・推進委員が実施する最適化活動の活動目標」を記載しています。(1)に最適化活動の目標日数を月10日と設定しています。これにつきましては、令和3年12月に開催された全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせ事項となっています。

次に(2)は、活動強化月間を年3回設定することとしています。記載のとおり5月と11月は基盤強化法による貸借期間満了となる農地について、農地バンクを

通じた貸借へ誘導をすることとしています。また、12月は利用状況調査の対象者に対して回答を促す月にしたいと考えております。農地のn

次に(3)は、新規参入相談会に委員が1名以上参加することを、目標として設定することとされていますので、長崎県農業法人協会と長崎県農業会議が主催する相談会へ年1回参加するという目標にしています。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長 議案第2号の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第2号は承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は承認することに決定いたします。  
(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番と2番は、申請人が同一の案件です。

1番、小野地区、宗方町の農地4筆、計1,464㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,539㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番、小野地区、宗方町の農地1筆、1,665㎡について、耕作に便利のため、賃貸借5年で借り入れる申請です。権利取得後の農地面積は5,539㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、借人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

3番、小野地区、小野島町の農地8筆、計15,208.21㎡について、使用貸借していた農地の贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は15,612.21㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5から10分の位置にありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

4番、長田地区、西里町の農地1筆、134㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は9,983㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。コンバインや耕運機等の機械はリース又は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

5番、長田地区、長田町の農地1筆、4,599㎡について、農業経営規模拡大を行うため農地を購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,137㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。コンバインや田植機等の機械も所有されております。また、農業に48年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

6番、長田地区、白浜町の農地1筆、411㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は14,463㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に60年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

7番と8番は、申請人が同一の案件です。

7番、森山地区、森山町田尻の農地1筆69㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,117㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に15年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

8番、森山地区、森山町田尻の農地1筆70㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,117㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に15年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

9番と10番は、申請人が同一の案件です。

9番、高来地区、高来町西平原の農地1筆1,028㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,702㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

10番、高来地区、高来町西平原の農地5筆、計2,974㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,702㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

議案第3号については以上となっております。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番から3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番と2番の申請人は同一人物ですので、一括して補足説明します。

委員 1番と2番の農地を地区推進委員と確認してきました。申請人は畑を立派に耕作されておりまして、田もきれいに整備されておりまして。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎや大根等を栽培され、借り入れる農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、露地野菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番から3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議長 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番から6番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、玉ねぎやオクラ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、そば等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。



- 議 長 4番から6番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番から6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番から6番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番と8番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委員 7番と8番は、譲受人が同一の案件ですので、一括して説明します。  
 7番と8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ホウレン草、玉ねぎ、キュウリを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、9番と10番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。  
 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、9番と10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、9番と10番は申請どおり許可することに決定いた

します。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、小長井地区、小長井町遠竹の畑1筆、418㎡について、倉庫用地とする追認の転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地となっております。本件は、昭和51年頃にみかんを収納する倉庫として建築されたもので、その土地の所有権移転登記をする際に、登記地目が農地のままであることが判明したことから、今回、追認の申請をするものです。申請地については、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については自然流下で側溝へ放流するものです。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されており、本件にかかる追加の資金はありません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。以上で説明を終わります。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第5号) 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、真津山地区、久山町の畑2筆、100㎡と隣接する雑種地2筆計387㎡を併用地として一体的に使用し住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買となっており、持分については夫婦2分の1ずつとするものです。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請地については、造成をせず現状のまま庭として利用します。雨水については、自然流下で既存の水路へ放流させます。資金については融資証明で確認しています。

2番、真津山地区、久山町の田及び畑計6筆、2,258.15㎡について、住宅用地、分譲住宅とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しており

ます。申請地は10区画の分譲地を整備するもので、農地法上、転用目的が造成のみの宅地分譲は原則許可できませんが、申請者が一般社団法人のため、例外的に申請が可能となります。被害防除計画についてですが、盛土を最高1.5m、切土を最高1.0m施し、擁壁等を設置することにより土砂流出等の被害の発生がないようにします。雨水は、新たに側溝を整備し、河川へ放流する計画です。汚水については、合併浄化槽を整備する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。なお、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請中です。

3番、高来地区、高来町三部壱の畑1筆157㎡について、駐車場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件は、従業員駐車場として15台分を整備する計画となっております。申請地についてですが、土地の造成はなく現状のまま利用します。雨水については、既存の水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しております。

4番、高来地区、高来町峰の田1筆496㎡について、住宅用地、一般住宅とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定20年となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、小江深海出張所からおおむね300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当しております。申請地ですが、木造平屋建ての住宅を建築するもので、盛土を最高1.0mほど施し、擁壁等を設置することにより被害の発生がないようにします。雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。以上で説明を終わります。

議長 議案第5号の説明がありましたので、1番と2番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。

委員 2番の転用事業者は、以前、別件で許可を出していると思いますが、事業は完了していますか。

事務局 2番の転用事業者は、平山町で分譲住宅の転用許可を受けております。前回、許可した件については、事業完了しておりませんが、進捗状況報告により計画どおり進んでいることを確認しておりますので、今回の申請を受け付けております。以前は全ての事業が完了していないと申請ができませんでしたが、取扱いの改正がございまして、申請を受け付けております。

議 長 ほかにご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番と4番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題  
 (議案第6号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、諫早地区、仲沖町及び小野地区、川内町の農地2筆、8,486㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

2番と3番は借受人が同一の案件です。

2番、小野地区、赤崎町の農地16筆、18,231㎡、

3番、小野地区、赤崎町の農地2筆、3,083㎡、計18筆21,314㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

4番から6番は借受人が同一の案件です。

4番、小野地区、小野島町の農地3筆、計7,384㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。

5番、小野地区、小野島町の農地2筆、3,707㎡、

6番、小野地区、小野島町の農地1筆、2,787㎡、計3筆6,494㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

7番、小野地区、小野島町の農地2筆、5, 326㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、の生産を主体に経営されています。

8番、小野地区、小野島町の農地1筆、3, 355㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

9番、小野地区、川内町の農地3筆、9, 191㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

10番、中央干拓地区、中央干拓の農地5筆、計127, 127㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借9カ月で借り入れる新規の申出です。申出人は、養豚、水稻、麦等の生産を主体に経営されています。

11番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、計55, 387㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借9カ月で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、レタス、バレイショ等の生産を主体に経営されています。

12番、中央干拓地区、中央干拓の農地6筆、計172, 371㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借9カ月で借り入れる新規の申出です。申出人は、玉ねぎ、ソルゴー等の生産を主体に経営されています。

13番、中央干拓地区、中央干拓の農地3筆、計60, 955㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10カ月で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、飼料作物、バレイショ等の生産を主体に経営されています。

14番、中央干拓地区、中央干拓の農地3筆、計40, 726㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借9カ月で借り入れる新規の申出です。申出人は、飼料作物の生産を主体に経営されています。

15番、有喜地区、早見町の農地、910㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、人参、バレイショの生産を主体に経営されています。

16番、長田地区、長田町の農地、2, 035㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、ミニトマト、ゴーヤの生産を主体に経営されています。

17番から20番は借受人が同一の案件です。

17番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1, 024㎡、

18番、長田地区、正久寺町の農地1筆、2, 138㎡、

19番、長田地区、高天町の農地2筆、1, 744㎡、

20番、長田地区、高天町の農地1筆、973㎡、合計5筆 5, 879㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借で10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、玉ねぎ等の生産を主体に経営されています。

21番、森山地区、森山町慶師野・森山町本村・森山町田尻の農地18筆、計9, 086. 73㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借20年で借り

入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

22番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、421㎡のうち405.88㎡について、引き続き農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、ニラの生産を主体に経営されています。

23番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、3,660㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

24番、飯盛地区、飯盛町中山の農地3筆、3,873㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、バレイショ、人参、大根の生産を主体に経営されています。

25番、飯盛地区、飯盛町上原の農地3筆、3,622㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、バレイショ等の生産を主体に経営されています。

26番、高来地区、高来町三部壱の農地3筆、1,917㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、飼料作物の生産を主体に経営されています。

27番、高来地区、高来町里の農地1筆、1,564㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、きゅうりの生産を主体に経営されています。

28番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、2,074㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、菊の生産を主体に経営されています。

29番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2,091㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、きゅうりの生産を主体に経営されています。

30番、高来地区、高来町峰の農地3筆、1,871㎡について、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、アスパラ等の生産を主体に経営されています。

31番、小江干拓地区、小江干拓の農地2筆、計26,033㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借5年10カ月で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、いちごの生産を主体に経営されています。

32番、中央干拓地区、中央干拓の農地4筆、計49,024㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借5年10カ月で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

33番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、計43,235㎡について、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借5年10カ月で借り入れる新規の申出です。申出人は、バレイショ、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

以上、1番から33番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間

を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。議案第6号については、以上となっております。

議長 議案第6号の説明がありました。1番から33番について、何かご質問はありませんか。

委員 議案書23ページの24番の借人の欄に基本構想水準到達者とありますが、初めて聞きますので、説明をお願いします。

事務局 基本構想水準到達者とは、以前認定農業者だった方で、何らかの理由により再認定を受けなかったものの、現在も経営規模を維持している市の基本構想に合致した農業者のことです。また、基本構想水準到達者は、認定農業者と同等の技術もあり、所得もあげられているということで、市において、担い手として位置付けられています。この方についても、市の基本構想の水準に到達しているということで、農業経営基盤強化促進法による農地の集積が可能となります。

委員 基本構想水準到達者は、市内に何人いますか。

事務局 議案第2号の9ページに掲載してございまして、令和4年4月1日現在で102名いらっしゃいます。

議長 ほかにご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から33番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から33番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6、7号) 続きまして、関連がありますので、議案第6号の34番から110番、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号の34番から110番、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第6号の34番、諫早地区、宗方町の農地2筆、1,949㎡、

議案第6号の35番、諫早地区、宗方町の農地1筆、1,724㎡を議案第7号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の36番、小野地区、黒崎町の農地1筆、1,532㎡、

議案第6号の37番、小野地区、赤崎町の農地3筆、4,731㎡、

議案第6号の38番、小野地区、赤崎町の農地1筆、2,863㎡、

議案第6号の39番、小野地区、赤崎町の農地2筆、1,596㎡を、議案第7号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の40番、森山地区、森山町本村の農地1筆、4,431㎡を、議案第7号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の41番、森山地区、森山町下井牟田の農地6筆、3,211㎡、  
議案第6号の42番、森山地区、森山町下井牟田の農地2筆、4,251㎡を、議案第7号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の43番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、545㎡を、議案第7号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の44番、高来地区、高来町溝口の農地1筆、1,025㎡を、議案第7号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、きゅうりの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の45番、高来地区、高来町泉の農地2筆、1,647㎡、  
議案第6号の46番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2,240㎡、  
議案第6号の47番、高来地区、高来町泉の農地1筆、994㎡、  
議案第6号の48番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2,063㎡、  
議案第6号の49番、高来地区、高来町泉の農地1筆、1,283㎡、  
議案第6号の50番、高来地区、高来町泉の農地1筆、1,102㎡、  
議案第6号の51番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2,101㎡、  
議案第6号の52番、高来地区、高来町泉の農地1筆、1,724㎡、  
議案第6号の53番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2,326㎡を、議案第7号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の54番、高来地区、高来町泉の農地2筆、3,076㎡、  
議案第6号の55番、高来地区、高来町泉の農地2筆、3,849㎡、  
議案第6号の56番、高来地区、高来町泉の農地2筆、1,293㎡、  
議案第6号の57番、高来地区、高来町泉の農地1筆、2,084㎡を、議案第7号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ニラの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の58番、高来地区、高来町泉及び金崎の農地3筆、5,250㎡を、議案第7号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、アスパラ、ゴーヤの生産を主体に経営されて



おり、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の59番、高来地区、高来町泉の農地2筆、1,993㎡、

議案第6号の60番、高来地区、高来町泉及び金崎の農地6筆、7,342㎡を、議案第7号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、そば、ニンニク、バレイシヨの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用及び農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の61番、高来地区、高来町峰の農地1筆、2,804㎡、

議案第6号の62番、高来地区、高来町峰の農地1筆、2,953㎡、

議案第6号の63番、高来地区、高来町峰の農地1筆、2,748㎡、

議案第6号の64番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1,722㎡、

議案第6号の65番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1,186㎡、

議案第6号の66番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1,235㎡を、議案第7号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、花き、アスパラの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用及び農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の67番、高来地区、高来町峰及び富地戸の農地2筆、1,937㎡を議案第7号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業に繋がります。

議案第6号の68番、高来地区、高来町峰及び平田の農地2筆、3,407㎡、

議案第6号の69-1番、高来地区、高来町峰の農地、2,523㎡を、議案第7号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用及び農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の69-2番、高来地区、高来町平田の農地1筆、1,321㎡、

議案第6号の70番、高来地区、高来町峰及び平田の農地3筆、7,385㎡、

議案第6号の71番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1,210㎡、

議案第6号の72番、高来地区、高来町平田の農地1筆、2,156㎡、

議案第6号の73番、高来地区、高来町平田の農地4筆、2,764㎡、

議案第6号の74番、高来地区、高来町平田及び折山の農地2筆、1,530㎡、

議案第6号の75番、高来地区、高来町折山の農地1筆、1,402㎡、

議案第6号の76番、高来地区、高来町折山の農地1筆、3,045㎡、

議案第6号の77番、高来地区、高来町折山の農地2筆、2,626㎡を、議案第7号の14番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の78番、高来地区、高来町峰及び平田の農地2筆、2,042㎡、

議案第6号の79番、高来地区、高来町平田の農地1筆、1,220㎡、  
議案第6号の80番、高来地区、高来町平田の農地1筆、250㎡を、議案第7号の15番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用及び農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の81番、高来地区、高来町峰の農地2筆、3,999㎡を、議案第7号の16番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に関係がります。

議案第6号の82番、高来地区、高来町峰の農地1筆、726㎡、  
議案第6号の83番、高来地区、高来町峰の農地1筆、1,455㎡、  
議案第6号の84番、高来地区、高来町折山の農地1筆、1,651㎡、  
議案第6号の85番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、2,277㎡、  
議案第6号の86番、高来地区、高来町富地戸の農地2筆、4,454㎡を、議案第7号の17番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の87番、高来地区、高来町峰及び折山の農地2筆、5,099㎡を、議案第7号の18番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業に関係がります。

議案第6号の88番、高来地区、高来町平田及び折山の農地2筆、1,866㎡を、議案第7号の19番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に関係がります。

議案第6号の89番、高来地区、高来町平田の農地1筆、1,253㎡を、議案第7号の20番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業に関係がります。

議案第6号の90番、高来地区、高来町平田及び折山の農地2筆、3,226㎡を、議案第7号の21番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に関係がります。

議案第6号の91番、高来地区、高来町平田及び折山の農地2筆、2,531㎡、  
議案第6号の92番、高来地区、高来町折山の農地1筆、728㎡を、議案第7号の22番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用及び農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の93番、高来地区、高来町平田の農地2筆、2,226㎡を、議案

第7号の23番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の94番、高来地区、高来町平田の農地1筆、2,627㎡を、議案第7号の24番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業に繋がります。

議案第6号の95番、高来地区、高来町平田の農地1筆、1,311㎡、

議案第6号の96番、高来地区、高来町平田の農地3筆、3,874㎡を、議案第7号の25番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用及び農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の97番、高来地区、高来町折山の農地1筆、1,364㎡、

議案第6号の98番、高来地区、高来町折山の農地1筆、1,220㎡、

議案第6号の99番、高来地区、高来町折山の農地2筆、3,709㎡を、議案第7号の26番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、菊の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用及び農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の100番、高来地区、高来町折山の農地2筆、2,356㎡を、議案第7号の27番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業活用に繋がります。

議案第6号の101番、高来地区、高来町折山の農地1筆、1,791㎡を、議案第7号の28番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の102番、高来地区、高来町折山の農地1筆、1,257㎡を、議案第7号の29番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の103番、高来地区、高来町折山の農地2筆、1,805㎡を、議案第7号の30番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の104番、高来地区、高来町折山の農地2筆、2,273㎡を、議案第7号の31番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の105番、高来地区、高来町折山の農地2筆、1,403㎡を、議

案第7号の32番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の106番、高来地区、高来町折山の農地1筆、1,360㎡を、議案第7号の33番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、果樹の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の107番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、560㎡を、議案第7号の33番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の108番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,670㎡、

議案第6号の109番、高来地区、高来町富地戸の農地2筆、1,538㎡を、議案第7号の35番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用及び農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の110番、高来地区、高来町富地戸の農地2筆、2,580㎡を、議案第7号の36番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

続きまして、議案第7号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町杉谷の農地2筆、2,579㎡について、議案第7号の37番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年6か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている森山地区、森山町田尻及び杉谷の農地3筆、3,624㎡について、議案第7号の37番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年9か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町後田の農地3筆、2,347㎡について、議案第7号の38番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参等の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業後継者として農業を精進することに繋がります。契約内容は、

使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年5か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている高来地区、高来町泉の農地1筆、2,065㎡について、議案第7号の39番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、そば、ニンニク、馬鈴薯の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年となっています。

以上、第6号議案の34番から110番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第7号議案の1番から39番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第6号の34番から38番、議案第7号の1番と2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第6号の34番から38番を許可し、議案第7号の1番と2番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号の34番から38番を許可し、議案第7号の1番と2番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次の議案第6号の39番、議案第7号の2番は、12番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員退席)

議 長 議案第6号の39番、議案第7号の2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第6号の39番を申出どおり許可し、議案第7号の2番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号の39番を申出どおり許可し、議案第7号の2番を「意見なし」とすることに決定いたします。12番委員の入場を求めます。

(12番委員・入場→着席)

議 長 続きまして、議案第6号の40番から110番、議案第7号の3番から39番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第6号の40番から110番を申出どおり許可し、議案第7号の3番から39番を「意見なし」と決定することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号の40番から110番を申出どおり許可し、議案第7号の3番から39番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、小野地区から2件、真津山地区から1件、長田地区から2件、高来地区から1件、合計7件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から1件、中央干拓地区から6件、高来地区から8件、小江干拓地区から1件、合計16件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の1件が耕作できなくなったため、高来地区の2件が耕作者を変更するため、高来地区の残り6件が農地中間管理機構に貸し付けるため、中央干拓地区の6件及び小江干拓地区の1件が連作障害対策のためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、西小路町の畑1筆6.84㎡を駐車場用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、日の出町の畑5筆640.39㎡を、貸資材置場にする売買の届出です。

2番、諫早地区、栄田町の畑1筆210㎡を、住宅用地にする売買の届出です。

3番、多良見地区、多良見町中里の畑1筆651㎡を、資材置場用地にする売買の届出です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の

	点検・評価の承認	1件。
議案第2号	令和4年度最適化活動の目標の設定等	1件。
議案第3号	農地法第3条許可	9件。
議案第4号	農地法第4条許可	1件。
議案第5号	農地法第5条許可	4件。
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	110件。
議案第7号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	39件。

以上、審議件数は、全部で165件でございます。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長  
事 務 局  
議 長

なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

(事務連絡)

それでは、これをもちまして、令和4年度諫早市農業委員会第2回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---